

戦傷病者等の妻の方に 特別給付金が支給されます

平成18年10月1日現在、第5款症以上の障害がある戦傷病者が、増加恩給、傷病年金などを受給している場合、その妻に対して特別給付金が支給されます。

該当する方は、特別給付金の請求が必要となります。一定の基準によって受給要件・給付金額などが異なりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

■特別給付金の支給対象

○新規支給

平成13年4月2日～平成15年4月1日の間に、婚姻などによって新たに資格を満たした場合。

○継続支給

平成18年10月1日において資格を満たしている場合。

○特例支給

平成8年10月1日～平成15年3月31日の間に、戦傷病者である夫が公務傷病等以外で死亡（平病死）した場合。

■特別給付金の移行

平成15年3月31日までに、公務傷病や勤務関連傷病で戦傷病者である夫が亡くなられた場合は、「戦没者等の妻に対する特別給付金」への移行となります。

た場合は、「戦没者等の妻に対する特別給付金」への移行となります。

■請求期間

平成18年10月2日～平成21年9月30日
※期間を過ぎると時効によって受給資格が消滅します。

■問合せ

- 市庁舎別館社会福祉課 総務福祉係（内線2323）
- 東予総合支所福祉課 社会福祉係（内線135）
- 丹原総合支所福祉課 社会福祉・援護係（内線211）
- 小松総合支所福祉課 社会福祉・援護係（内線124）

下水道受益者負担金・分担金の納期

10月は下水道に係る受益者負担金・分担金の納期です。最寄りの金融機関で納めてください。

■対象の納期限

○西条市賦課分（合併後）
第2期 10月31日（火）

■問合せ

- 市庁舎本館下水道業務課 下水道業務係（内線2825）
- 東予総合支所下水道課 下水道係（内線211）

10月の市税ぐよみ

20日 固定資産税第3期分、国民健康保険税第3期分の督促状の発送

31日 市県民税第3期分、国民健康保険税第4期分の納期限

※督促状1通につき1000円の督促料と延滞金をいただきます。

石綿被害による特別遺族給付金の請求をしてください

「石綿による健康被害の救済に関する法律」によって、救済の対象者に特別遺族給付金（特別遺族年金・特別遺族一時金）が支給されます。

特別遺族給付金の請求は、新居浜労働基準監督署で受け付けています。請求が遅れると特別遺族年金の受給総額が減少するほか、平成21年3月27日以降は、時効によって請求ができなくなりますので、早めに請求してください。

■救済の対象者

石綿（アスベスト）にさらされる業務で中皮腫、肺がんなどを発症し、平成13年3月26日以前に死亡した労働者の

架空請求にご注意ください！

架空請求は、身に覚えのない借金や有料アダルトサイトの利用料などを、悪質な業者が一方向的に請求するものです。

■対処方法

- 身に覚えのない請求に対しては、お金を支払わないでください。（法外な遅延料金なども、支払う必要はありません）
- 悪質な取り立てを受けたときは、最寄りの警察署へ連絡してください。
- 相手先へは絶対に連絡しないでください。

■相談窓口

- 市庁舎本館市民相談課 市民活動支援係 各総合支所総務課 地域振興係
- 西条地方局 消費生活相談窓口 TEL0897-56-3700
- 西条警察署 TEL0897-56-0110
- 西条西警察署 TEL0898-64-0110

遺族であり、時効で労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した方。

※平成13年3月27日以降に死亡した労働者の遺族は、労災保険法に規定する遺族補償給付の対象となります。

■問合せ

- 愛媛労働局労災補償課 TEL089-935-5206
- 新居浜労働基準監督署 TEL0897-37-0151

保険・雇用保険）に加入する義務があります。

月間中、厚生労働省では全国的に労働保険の加入促進に努めています。

■問合せ

- 新居浜労働基準監督署 TEL0897-37-0151
- ハローワーク西条 TEL0897-56-3015

10月は 労働保険適用推進月間

労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災

最低賃金改正のお知らせ

平成18年10月1日からの愛媛県最低賃金は、
1時間 616円
に改正されました。

※詳しくは愛媛労働局、または最寄りの労働基準監督署へ。